

合唱団運営規約

第1条 名称

当合唱団（以下当団という）は、酒蔵オペラ合唱団と称する。

第2条 事務局

当団の事務局は公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団に置くものとする。

第3条 目的

当団は、合唱曲の演奏を通じ、団員間の親睦を深めるとともに、合唱技術の向上を目指し、地域の音楽文化と生活の発展に寄与することを目的とする。

第4条 運営委員

(1) 構成

喜多方酒蔵オペラ実行委員会（以後実行委員会）、公益財団法人さわかみオペラ芸術振興財団、事務局（会計、総務）、指導者、パートリーダー、その他実行委員会が任命した者。

(2) 任期

委員の任期は原則1年とし、毎年8月から7月までとする。

第5条 運営委員会

(1) 当団の運営を円滑に行うため運営委員会を開催する。

(2) 委員会は随時、実行委員会・指導者が必要な人員を招集し開催する。

(3) 運営委員会は、当団の運営に必要な事項につき協議し決定する。

年間活動、会計、次年度予算、他

第6条 団員

(1) 当団の目的に賛同したものであれば誰でも入団できる。

(2) 休団は所定の休団届を提出し受理された時点より認められる。

(3) 一年以上の休団は原則として退団とみなす。

(4) 参加費の払い戻しは、主催者都合での公演中止以外原則認められない。

(5) 会場使用料等で追加徴収する場合は、運営委員会で協議し決定する。

第7条 団員の活動・義務

- (1) 団員は原則、財団が指定するリハーサルの2/3以上に出席し、演奏会および外部公演等に参加するものとする。ただ、特別な技術や、経験等により、指導者から許可を得たものは、この限りではない。
- (2) 演奏会等の出演に際し、財団が指定するリハーサルへの出席回数が著しく不足している者の参加の可否については、指導者、委員会が協議して決定する。
- (3) 団員は団内において個人の職業に類する活動及び営業活動等を一切行わないものとする。また、宗教的勧誘活動についてもその一切を行わないものとする。
- (4) 団員は、技術の向上に真摯に取り組み、演奏会等において最高のパフォーマンスを発揮する。
- (5) 実行委員会・指導者は、義務に違反または当団の品位を著しく傷つける行為等があった団員を除名することができる。
- (6) 指導者は、団員の技術向上に熱意を持って取り組む。対して団員が消極的であり、指導を行っても改善されない場合は、実行委員会に報告し、協議のうえ、除名することができる。

第8条 名誉会員・(顧問・相談役)

- (1) 当団は、実行委員会の指名により名誉会員をおくことができる
- (2) 当団は、必要に応じて名誉会員より助言等を求めることができる。

第9条 規則の順守

団員は規則に則り活動を行う。

付則

本規約は令和3(2021)年9月1日より施行する。

以上